

領有権問題の克服に向けて

孫 占 坤

はじめに

本プロジェクトの2年目である2016年中に、領土問題に関連する大きな動きがあった。南シナ海をめぐるフィリピン対中国の仲裁裁判は同年7月12日に本案判決が下され、裁判への参加を一貫して拒否していた中国にとって全敗とも言える厳しい結果となった。この判決のもたらす国際政治的、国際法的な反響に留意しつつ、共同研究者の二人（高原、孫）は幾つかのシンポジウムや研究会に参加し、領土問題のセンシティブさへの理解を深めた。一連の研究活動のうち、前年度報告書の「今後の課題」でも挙げた「固有の領土」論、とりわけ日本における「固有の領土」論誕生の背景やその中身、機能について、歴史、国際政治、国際法などの側面から検討し、領土問題の病理としての「物神化」現象への理解に努めた。シンポジウム、研究会のほか、共同研究者達は沖縄、中国、欧州へのフィールド・リサーチも行い、かつてまた現在の領土、境界対立の現場を訪れることで、領土・境界紛争に対する欧州とアジアの「差」を「体感」することができ、プロジェクト3年目の「まとめ」に向けて、領有権問題の克服に関する示唆を得た思いである。以下、各々の活動についてもう少し概説することで2年目の報告書に代えさせていただきたい。

一、主な研究交流及びフィールド・リサーチ

昨年度の研究会、シンポジウム、更にフィールド・リサーチとして次のものが挙げられる。

- 1、2016年9月9日～11日、孫は静岡市へ。日本国際法学会年次総会に参加し、7月に下された南シナ海問題の仲裁判決について、研究者同士の意見交換を行った。
- 2、2016年9月15日、孫は東京都内へ。「第3回海洋安全保障シンポジウム」（笹川平和財団海洋政策研究所・水交会共催）に参加し、関係者と南シナ海問題、東シナ海問題について意見交換を行い、特に防衛省OB達の意見が聞けたことは貴重であった。
- 3、2016年9月20日、高原、孫は白金校舎で「Post-Arbitration South China Sea Disputes and China-U.S. Relations」をテーマとする公開研究会を主宰。講師のアメリカン大学教授 ZHAO Quansheng 氏がアメリカ国内の研究者達の議論やアメリカ政府の対応の仕方について報告を行った後、客員で日本滞在中のフィリピンのジャーナリスト Criselda Yabes 氏から南シナ海問題におけるフィリピンの立場の紹介もあって、南シナ海紛争を多角的に理解する上で大変有意義な研究会になった。

- 4、 2016年9月23日～25日に、孫は中国武漢へ研究交流。武漢大学「中国国境と海洋研究院」（中国名：中国边界与海洋研究院）と「国家領土主権と海洋権益協同創新センター」（中国名：国家领土主权与海洋权益协同创新中心）共催の「国境と海洋研究国際シンポジウム」において研究発表を行った。上記の「創新センター」は中国の中で（陸上の）国境問題と海洋の諸問題の両方を射程に収める唯一な機構であるだけに、領有権問題の研究が重視されている中国において、最も注目されている研究組織の一つと言っても過言ではない。第二回目となるこのシンポジウムの二日間において、40本近くの研究報告が行われ、参加者は150人以上、盛会であった。領土や海洋問題の議論に、ややもすれば、「ナショナル」また「プラグマティック」になりがちかとも思ったが、二日間の会議を通して、中国の学会は近年大変オープンになってきていることを再度実感したのである。というのは、二日間の報告テーマは第2次世界大戦後の戦後秩序から、東アジア地域の領土問題（南シナ海問題も含む）、歴史認識、更に極地問題（開発や環境保護など）や米州地域の国境紛争、戦後欧州初期の国際協力（1950年代の石炭・鉄鋼分野）、国境地帯の国際協力など、正に多岐にわたるというものであった。これらのテーマについて、国際法、国際開発、歴史、国際政治学などの角度から報告され、議論も当然学際的になったのである。筆者は同シンポジウムにおいて、「戦後日本の『領土外交』の歴史の変遷」をテーマとした報告を行い、今日、日本政府や日本のメディアが好んで使う「固有の領土」という主張がどのような歴史的背景の下で作られ、北方領土問題や竹島問題、更に尖閣問題といった領土問題論争の中で、それはまたどのように変わってきたのかを説明した。発表後の質疑応答において複数の質問が寄せられたこと、また、後に武漢大学『境界と海洋研究』編集部からも原稿掲載の依頼があったことを考えると、筆者の報告がそれなり参加者の関心を引き寄せたといえる。
- 5、 2016年9月30日～10月3日に、高原はベルリンへ研究交流。国際平和ビューロー（International Peace Bureau）主催のベルリン大会（大会のテーマ：Disarm! For a Climate of Peace? Creating an Action Agenda: IPB World Congress 2016 on Military and Social Spending）において、軍事費が世界的（特に東アジア）に増加傾向に転じた今、その背景にある外交関係の悪化などが議論のテーマになった。高原は「東アジアの紛争」というワークショップでパネリストをつとめ、日本の領土問題について報告し、「歴史問題」との絡み合いなど、とかく他地域の人に分かりづらい東アジア地域の領土問題の複雑さとセンシティブさへの理解を深めてもらった。また、この出張の一環として、高原はかつての冷戦の象徴であり、また東西ドイツの国境の緊張が続いた現場でもあった「ベルリンの壁」の跡にも訪れ、冷戦終結の意味と共に、戦後欧州における領土問題・国境問題の克服に思いを馳せたのである。
- 6、 2016年12月6日～13日、孫は沖縄、福建省へ。尖閣諸島（中国語：钓鱼岛）問題について両地域民衆の意識調査を行うこの出張は次の2点で大変印象に残った。まず、領土問題の対立があるという「認識」について、沖縄の人々は福建省の民衆よりはるかに高い。これは沖縄側の「愛国心」が高いというより、寧ろ両国のメディアにおける「領土問題」の扱いの違

いに由来するものであろうと理解したい。中国に比べて、尖閣をめぐる近年日本側の報道の頻度が高かったことは沖縄社会の「領土認識」を「喚起」したのであろう。また、両地域間の「歴史的絆」への「認識」についても両者間の「差」が非常に感じられた。那覇市内をはじめ、沖縄では中国文化の影響やその面影を感じさせる箇所が沢山あり、多くの普通の市民も歴史的に沖縄が中国の文化の影響を強く受けていたという認識を持っているのに対して、福州や廈門の市民達は歴史的にどれだけ沖縄と中国の絆があったかについてさほど知らない様子であった。なぜ、「歴史的絆」に対する認識の差がこんなにも大きいのか。ある意味で歴史上の文化交流が中国から沖縄へという側面が強かったかもしれないという点に帰するだろうが、両国・両地域の学校「教育」の違いにもその一因があるかもしれない、と理解したい。領土問題を考える上で、双方の国民・市民の「領土認識」についても今後引き続き留意したい。

- 7、2017年3月1日～9日、孫はヘルシンキ、オーランド島、ストックホルムへ。サーミ族の民族自決権とオーランド島の自治に関する資料収集を目的とするこの出張は実り多いものであった。国境を跨いで生活するサーミ族は「一つの民族」としてどのように彼らの「民族自決権」を実現していくのか、「サーミ条約」を素材として近々「研究メモ」を公刊したい。他方、第1次世界大戦後にオーランドの帰属をめぐり、争ったスウェーデンとフィンランドは国際仲裁委員会の決定を受け入れることで、今日、領土問題解決の「オーランドモデル」とも言われる良い「お手本」を提示していたのである。領土・境界紛争において、「オーランドモデル」はどこまで普遍化できるのか、本プロジェクト3年目の「まとめ」に向けて、更に検討していきたい。

二、研究成果

上記諸発表のうち、文字化した研究成果として以下のものがある。

- 1、孫占坤「戦後日本『領土外交』の歴史的変遷」武漢大学中国国境と海洋研究院編『第2回境界と海洋研究国際論壇論文集』武漢、2016年9月、59-71頁（原文：孫占坤「战后日本“領土外交”的历史演变」武汉大学中国边界与海洋研究院編『第二届边界与海洋研究国际论坛论文集』武汉、2016年9月、59-71頁）。
- 2、孫占坤「戦後日本の領土外交の歴史的変遷」『境界と海洋研究』No.6（Vol.2, No.2, 2017）、2017年3月、70-83頁（原文：孫占坤「战后日本领土外交的历史演变」武汉大学中国边界与海洋研究院編『边界与海洋研究』武汉、2017, Vol.2, No.2（Serial No 6）、2017年3月、70-83頁）。本稿は武漢大学『境界と海洋研究』編集部の依頼を受け、前年9月のシンポジウム発表論文を大幅に加筆したものである。
- 3、孫占坤「国際法における先住民族の自決権——サーミ条約の意味するもの——」『国際学研究』第51号、2017年10月刊行予定。

今後の課題

今年度はプロジェクトの最終年度となり、「まとめ」の年であると認識している。これまでの研究を一度振りかえり、東アジア地域の領土問題の特殊性とは何なのか、また、何が領土問題の一般性に属するものなのか。このような問題意識を持ちつつ、他の地域、とりわけ欧州地域などが蓄積してきた領土問題を解決するためのノウハウと基本原則を「他山の石」として比較検討し、東アジア地域の領土問題解決の糸口としたい。

※本報告書は国際学部付属研究所共同研究「領有権問題の克服に向けて」の中間報告書である。